

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、予算編成等の業務に従事していた。

2 請求人によると、平成〇年〇月に新予算システムが導入されたが、システムの不具合により反復作業が何度も生じ、また、新入社員の能力不足による負担が増えたことから、精神的に追い詰められたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「反応性抑うつ状態」と診断された後、同年〇月〇日、Dクリニックに転医し、「適応障害」と診断された。

3 請求人は、精神障害が発病したのは業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、同給付を支給する旨の処分（以下「第一処分」という。）をした。

4 請求人は、第一処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は第一処分を取り消す旨の決定をしたことから、監督署長は、給付基礎日額を〇円と算定して、同給付を支給する旨の変更決定処分（以下「第二処分」という。）をした。

5 請求人は、第二処分に係る給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は第二処分を取り消す旨の決定をしたことから、監督署長は、給付基礎日額を〇円と算定して、同給付を支給する旨の変更決定処分（以下「本

件処分」という。)をした。

6 本件は、請求人が本件処分に係る給付基礎日額を不服として同処分の取消しを求める事案である。

7 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

本件処分に係る給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定事由発生日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合、「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解されている。

また、労災保険法第8条では、算定事由発生日について、業務上又は通勤による疾病にあつては、診断によって疾病の発生が確定した日とすると定められている。

(2) 監督署長が、給付基礎日額を算定するに当たり、請求人の精神障害が確定診断された平成〇年〇月〇日を算定事由発生日としたことに対し、請求人は、請求人の精神障害が発病した平成〇年〇月〇日を算定事由発生日とすべきであると主張している。

ところで、算定事由発生日については、上記(1)のとおり、診断によってその疾病の発生が確定した日と定められているところ、行政実務では、業務上疾病においては、実際の発病時点よりも後に当該疾病名の診断がなされることが少なくないことから、現実に療養ないし医療が必要となった時期、具体的には、疾病の症状が確認された初診日を算定事由発生日とすることとされており、当審査会としても、業務上疾病の性質等からみて、その取扱いは妥当なものであると判断する。

請求人の精神障害は、その症状経過からみて、C病院において確定診断されたものであると判断されるが、同病院の初診日は、平成〇年〇月〇日であることから、同日を算定事由発生日とした監督署長の上記判断に誤りはなく、妥当なものであると認められる。

なお、請求人は、当審査会において、精神障害の発病日を算定事由発生日として給付基礎日額を算定すべきであるとした過去の裁決例を資料として提出し、本件についても同様に判断されるべきである旨主張しているが、これらの裁決例は、被災労働者が医療機関に受診しておらず、精神障害に係る治療歴がないものや精神障害の発病時期そのものについて争いがあるなど、本件とは事案を異にするものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

(3) 監督署長は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの算定期間における時間外労働時間及び深夜労働時間について、勤務個人票、E-mail及びPCログ記録に加え、請求人が新たに提出した平成〇年〇月分のメール記録及びPCログ記録を基に推計し、これに応じた時間外労働手当や深夜労働手当を算出しているところ、当審査会において、改めて一件記録を精査したが、請求人が当該時間数を上回る時間外労働や深夜労働に従事したことを示す客観的な資料は見受けられず、いまだ支払われていない時間外労働手当や深夜労働手当があるものとは認められない。

(4) 以上からすると、監督署長が認定した算定事由発生日に誤りはなく、また、請求人にいまだ支払われていない賃金もないことから、本件処分に係る給付基

礎日額は、〇円を超えるものとは認められない。

なお、請求人は、当審査会に対し、第一処分、第二処分及び本件処分並びにこれら各処分に対する審査官の決定書のほか、本件に係る全ての資料や記録を収集すべきである旨主張しているが、当審査会は、請求人の主張を含む一件記録を十分精査した上で、上記のとおり判断したものであって、改めて請求人の主張する資料を収集する必要はないものと判断するところであるから、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。